

婦人関係業務資料第34号

共稼ぎ家庭の実情と問題点

—昭和42年共稼ぎ家庭問題懇談会から—

労働省婦人少年局

目 次

はしがき ー 共稼ぎ家庭問題懇談会についてー	1
既婚女子労働者の実情	2
1. 既婚女子雇用者数	2
2. 有配偶女子雇用者の年齢構成	2
3. 女子労働者の職種別、未・既婚別構成	3
4. 15才未満の子供の有無	3
5. 就業理由	4
6. 家事労働担当者	5
7. 生活時間	6
8. 子供の保育状況	7
(1) 学令前の子供の保育状況	7
(2) 小学生の子供の保育状況	7
懇談結果	9
I 主婦の就労に伴う家庭生活上の問題点	9
1. 家事処理	9
(1) 家事処理の実情	9
(2) 家事の分担	10
イ 姑、実母の場合	10
ロ 夫の場合	11
ハ その他	13
(3) 家事についての考え方	14
2. 子供の保育	15
(1) 保育担当者（又は施設）	15
イ 家人または身内のものがみている場合	15
ロ 施設外で他人の世話をうけている場合	16
ハ 施設で世話をうけている場合	17
(イ) 保育所における問題点	17
(ロ) 学童保育に関する問題点	19
(2) 保育に関する不安	21
(3) 保育についての努力・工夫	22

(4) 保育についての考え方	23
3. 家族関係	24
(1) 夫との関係	24
(2) 姑・実母との関係	25
4. 地域との関係	26
5. その他の問題点	27
Ⅱ 対 策	29
1. 家事援助について	29
(1) 各種施設	29
(2) 各種制度	30
2. 保育について	31
(1) 保育施設	31
(2) 保育に関する各種制度	31
3. グループ活動	33

は し が き

－ 共稼ぎ家庭問題懇談会について－

近年、労働力需要の増大に伴ない、勤労者家庭主婦の雇用労働、内職等への就労化傾向が強まっている。主婦の就労に伴ない家庭生活上、さまざまな影響が現れ、共稼ぎ問題の1つの側面を形成しているが、この家庭生活上の問題に社会的な観点から検討、配慮を加えて、勤労者家族が安定した家庭生活を営みうるよう計ることは家庭福祉の見地からも、婦人労働力活用の見地からも重要なことと考えられる。

共稼ぎ問題は、基本的には、1人の女性に家庭における妻、母、嫁としての役割と職場における労働者としての役割が、その義務を軽減することなく期待されているところから発する問題である。そしてこの問題は、職場、家庭、地域と相互に深くかかわっており、その上、共稼ぎについての価値観、行動規範の混乱、社会的受入れ態勢の不備とも相まって、共稼ぎ家庭主婦は職業生活と家庭生活の両立に困難を感じることが少なくない。

このようなところから、主婦の就労に伴ない家庭生活上の問題をとりあげ、その問題の所在と、その解決のために要請される方策を明らかにするため、42年10月に実施された労働者家族福祉特別活動の行事の一環として、「共稼ぎ家庭問題懇談会」が開催された。この懇談会は、各婦人少年室主催で全国的に開催され、専門的技術的職業や管理職から、一般事務、販売、工場労働等まで幅広い層の就労する勤労者家庭主婦の他、関係機関、団体、有職者、共稼ぎ家庭の家族（夫、母など）等が出席して、共稼ぎ家庭問題について意見を交換しあった。

以下はこの懇談結果をまとめたものである。

昭和43年9月

労働省婦人少年局

既婚女子労働者の実情

懇談結果の報告にさきだって既婚女子労働者について注目される動きを、総理府統計局「国勢調査」「労働力調査」及び労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」に沿って簡単にふれておこう。

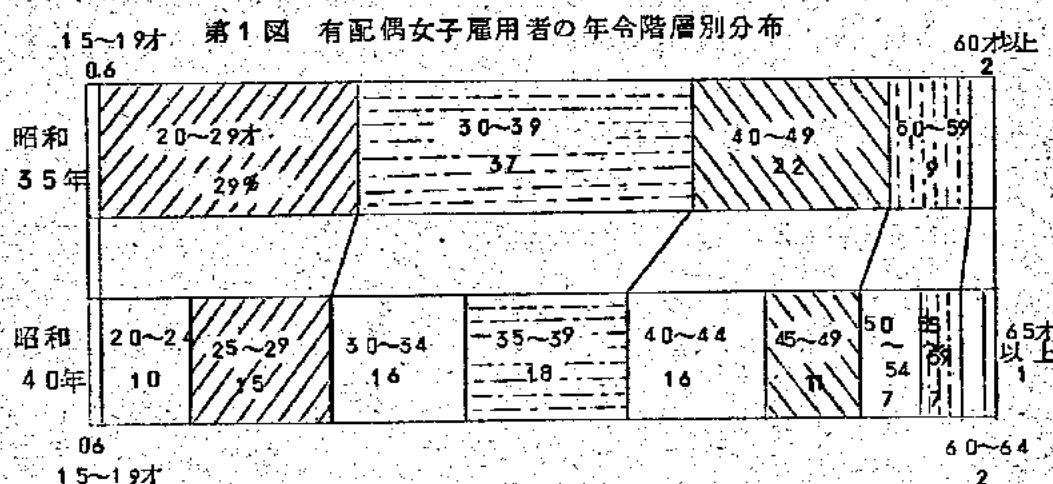
1 既婚女子雇用者数

「労働力調査」によれば、42年の女子非農林業雇用者数は1,017万人にのぼっている。これを配偶関係別にみると、未婚者が499万人、有配偶410万人、離死別10.7万人となっており、女子雇用者中有配偶と離・死別を合せた既婚者が過半数を占めるに至ったことが注目される。

また、15才以上の女子有配偶人口に占める雇用者の比率は17.9%となっており、有配偶者6人に1人は雇用されて働いていることを示している。

2 有配偶女子雇用者の年令構成

40年の「国勢調査」から有配偶女子雇用者の年令構成をみると、35才以上の中高年令層が59%と過半数を占めている。35年との比較によると、40代、50代の増勢が著しい。



資料出所：総理府統計局「国勢調査」

3 女子労働者の職種別、未・既婚別構成

「既婚女子労働者に関する調査」によれば、職種別女子労働者中既婚者の割合が高い職種は、単純作業従事者(69.5%)、販売従事者(55.9%)、専門職、技術者、管理職(54.6%)などが主なものである。身分別にみると、臨時、日雇で働く者に既婚者の割合が高く、特にこれは販売、製造作業、単純作業に目立っている。

第1表 職種別女子労働者構成表

(1966年6月)

	計	専技管 門術理 職者職	事 務	販(外 店文 員等) 売	運(電 輸等 通交 車換 手)	製(役 造等 作除 業維)	単(役 純包 作装 業雑)	サ(レ ーウ ビエ ビエ スト ル係)	そ の 他
計	小計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	未婚	(61.2)	(45.4)	(81.0)	(44.1)	(75.2)	(62.7)	(30.5)	(54.3)
常用	既婚	(38.8)	(54.6)	(19.0)	(55.9)	(24.8)	(37.3)	(69.5)	(45.7)
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	未婚	(95.0)	(99.5)	(99.5)	(99.9)	(98.8)	(94.4)	(91.5)	(78.1)
臨時・日雇	既婚	(4.0)	(0.5)	(0.5)	(0.1)	(1.2)	(5.6)	(8.5)	(21.9)
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	未婚	(26.9)	(35.2)	(51.9)	(15.0)	(41.1)	(11.0)	(16.2)	(50.7)
臨時・日雇	既婚	(73.1)	(64.8)	(48.1)	(85.0)	(58.9)	(89.0)	(83.8)	(49.3)
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	未婚	(26.9)	(35.2)	(51.9)	(15.0)	(41.1)	(11.0)	(16.2)	(50.7)

資料出所 労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」

4 15才未満の子供の有無

「既婚女子労働者に関する調査」によれば、既婚女子労働者のうち中学生以下の子供を持つものは、約半数である。年令階級別にみると、30才代では約8割が、40~44才、20~29才層ではいずれも過半数が中学生以下の子供をもっている。

第2表 年齢階級別15才未満の子供の有無
(1966年6月) (単位：%)

	計	15才未満の子供あり				なし	不明
		計	1人	2人	3人以上		
計	100.0	50.3 (100.0)	(50.8)	(41.7)	(7.5)	49.4	0.3
～19	100.0	—				100.0	—
20～24	100.0	17.4 (100.0)	(81.6)	(18.4)		82.6	0.0
25～29	100.0	54.4 (100.0)	(68.4)	(29.3)	(2.3)	45.6	—
30～34	100.0	78.8 (100.0)	(33.7)	(60.3)	(6.0)	21.1	0.1
35～39	100.0	82.1 (100.0)	(39.9)	(45.0)	(15.0)	17.9	0.0
40～44	100.0	56.4 (100.0)	(53.1)	(41.7)	(5.3)	43.3	0.3
45～49	100.0	30.9 (100.0)	(75.3)	(17.1)	(7.6)	68.5	0.6
50～54	100.0	14.4 (100.0)	(96.3)	(1.6)	(2.5)	85.5	0.2
55～60	100.0	4.0 (100.0)	(100.0)			95.3	0.7
60才以上	100.0	—				100.0	—
不明	100.0	6.49 (100.0)	(60.8)	(21.9)	(17.3)	4.2	31.0

資料出所：労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」

5 就 業 理 由

既婚女子労働者の主な就業理由としては、「生活費のたしにする」ものが過半数を占め(54.2%)、ついで「生活を支えている」(29.7%)、「子供の学費のため」(29.7%)などがあげられ、家庭経済の主要な部分の担い手として働いているものが多いことがわかる。

配偶関係別にみると、有夫者では「生活費のたしにする」が最も多く62.5

%であるのに対し、死別・離別者とも「生活を支えている」ものが約80%を占めている。

第3表 配偶関係別・就業理由

(単位：%)

理 由	配偶関係	計	有 夫	離 別	死 別	不 明
生活を支えている		29.7	19.6	78.0	80.1	15.9
生活費のたしにする		54.2	62.5	14.9	13.7	49.7
買いたいものがある		9.5	11.0	6.6	1.2	—
住宅の修理・購入		12.0	13.8	1.7	4.1	15.6
子どもの学費にする		21.7	23.6	19.6	8.1	49.6
老後のための貯金		13.0	13.2	13.4	11.5	10.5
旅行、レジャー等のため		5.4	6.0	4.1	1.7	2.6
自分のこずかいにする		7.9	8.8	4.3	3.1	18.2
仕事がおもしろい		7.6	8.5	4.6	3.1	10.5
知識や技能がいかせる		7.5	8.3	3.0	2.4	31.2
一度やめると再就職が困難だから		4.8	5.2	3.5	2.4	15.8
うちにこもっていたくない		19.1	21.7	6.2	5.7	34.6
そ の 他		3.2	3.4	1.3	2.6	2.6

注) 多答のため計は100をこえる。

資料出所：労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」

6 家事労働担当者

既婚女子労働者の70.8%が自身で家事労働を担当している。ついで多いのが「夫の母」10.6%、「自分の母」7.0%であるが、休日の家事労働については、これらの割合が大巾に減少し、既婚女子労働者自身の9割が担当している。

第4表 家事労働担当者

(単位：%)

	計	自 分	夫	自 分の 母	夫 の 母	そ 他の 家族	家 事 使 用 人	そ の 他	不 明
平 日	100.0	70.8	1.5	7.0	10.6	6.2	0.3	3.4	0.2
休 日	100.0	89.6	0.3	1.8	1.9	3.2	0.1	2.5	0.6

資料出所：労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」

7 生活時間

既婚女子労働者の平均生活時間は、平日の場合、勤務に要する時間に約10時間、生理的に必要な時間に約9時間、家庭における労働に約3時間半を費している。家庭婦人の生活時間とくらべると、睡眠時間を除く生理的に必要な時間がかかなり少いこと、また、家事労働に費す時間が約2分の1しかないことなどが目立っている。

第5表 平均生活時間

生活時間分類	既婚女子労働者		家庭婦人(平日)
	平 日	休 日	
勤め先にいた時間	8時間45分		
通勤時間(往復)	4.7分		
家事をした時間	2時間52分	5時間44分	6時間59分
子供の世話や相手をした時間	3.1分	1時間7分	
隣近所・親せきづきあいの時間	7分	5.0分	4.7分
内職・自宅で勤め先の仕事をした時間	5分	1.0分	(労働) 2時間58分
睡眠時間	7時間23分	8時間47分	7時間42分
食事・入浴・生理的に必要な時間	1時間3.0分	2時間3分	2時間4分
休養・娯楽・趣味	1時間3.2分	4時間1.1分	5時間5.7分
その他	1.4分	1時間7分	2.0分

注) 家庭婦人についてはNHK世論調査所の「国民生活時間調査—1965年」によるもので、2つの生活行動が同時に行われた場合、2つの行動が行われたものとして取扱ったため24時間をこえる。

既婚女子労働者については労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」による。

8 子供の保育状況

(1) 学令前の子供の保育状況

学令前の子供をもつ既婚女子労働者の勤務時間中の子供の保育状況をみると、「自宅で家族がみている」が56.3%で一番多く、「職場以外の保育施設(幼稚園を除く)にあずけている」が20.2%、「よその家にあずけている」が16.8%で、「誰も世話をするものがない」が2.8%ある。「家族がみている」うちでは、「夫の母」が59.4%で一番多く、ついで「自分の母」31.1%となっている。

第6表 学令前の子供の保育状況

(単位：%)

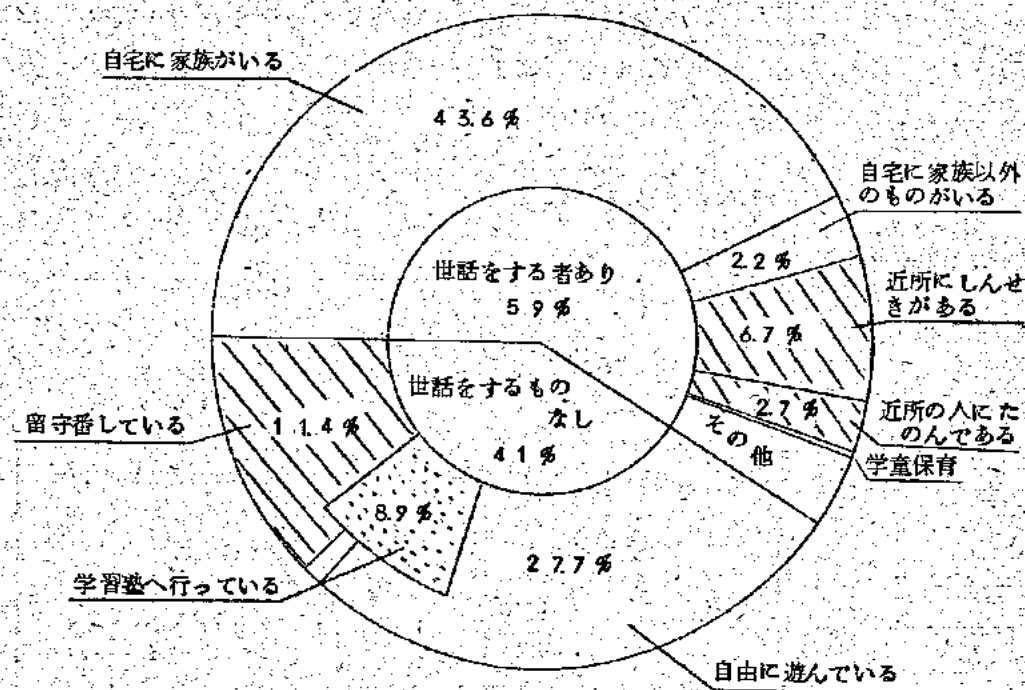
保育 状況	自宅で家族がみている				自以み 宅外で てのい 家族が	よある そず のけ 家て にい	職保ある 場育す 以施け 外設て のにい	職施け 場設て のにい 保ある 育す	誰すな もるい 世者 話が をい	そ の 他
	計	自 分の 母	夫の 母	そ 他の 家族						
構 成 比	56.3 (100.0)	31.1 (51)	59.4 (94)	(9.5)	3.9	16.8	20.2	1.2	2.8	5.1

資料出所：労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」

(2) 小学生の子供の保育状況

小学生の子供の保育状況は、「世話をするものあり」が59.0%、「世話をするものがない」が40.8%となっており、学令前の子供にくらべ「世話をするものがない」の割合が急激にふえている。「世話をするものあり」のうちでは「自宅に家族がいる」ものが最も多い。「学童保育」にあずけているものは0.2%みられる。

第2図 小学生の子供の放課後の状況



資料出所：労働省婦人少年局「既婚女子労働者に関する調査」

懇談結果

I 主婦の就労に伴う家庭生活上の問題点

1 家事処理

(1) 家事処理の実情

前章第5表の平均生活時間が示すように、共稼ぎ家庭の妻の平日の家事労働時間は、一般家庭婦人の約半分である。従って働く主婦は、限られた時間の中で、いかにうまく家事を処理してゆくか、工夫を余儀なくされる。

「食料品は何日分かまとめて買い、冷蔵庫に保管する」「掃除は1日おきにする」「洗濯は夜は疲れてできないので、朝出勤前にしている」「洗濯物はできるだけクリーニングに出し、時間の節約をしている」「寝具は手入れが簡単なように布団の数を少くし、毛布に切りかえている」「24時間の時間割りをつくり、それにそって家事をさばき、土、日曜日に家事をくりこさないようにしている」などの工夫の他、電気製品など労働の節約に役立つ種々の製品をとり入れ、家事の合理化、簡素化、能率化をはかっている。

このような努力、工夫にもかかわらず、共稼ぎの妻の多くは、家事の粗放化を招いているとして苦にしており、「家事が思うようにできない」「家事の負担が大きい」「家中に十分目かとどかず家事がおろそかになる」という意見が多く述べられた。

〔事例1〕 栄養のバランスのとれた豊かな食事にはしたいと思うが、実際には食生活のみに時間をかけるわけにもいかず、手のかからない簡単なものや、インスタント食品で間に合わせるので、家族の者は不満をいっているようである。(青森その他)

〔事例2〕 毎日帰宅が7時頃になる。それから食事の準備をし、子供を風呂に入れ、本を読んでやりながら子どもと一語に寝る。夜中に起きて夕食のかたづけ、洗濯、つくろいものなどをする。とにかく忙しく自分の時間がない。(愛知)

〔事例3〕 工場の始業が8時で通勤に1時間を要するので、6時に起床、朝食をすませ、弁当をつくらせて6時40分には出なければならない。終業後も買物、食事の準備、後片づけ、石炭出し、たきつけ割り、洗濯をすませ家事から解放されるのは10時

すぎであり疲れきってしまう。夫は家事については全然手伝ってくれず、1人でのんびりとテレビや新聞を見ている。妻がいくら職業についてプロに徹しようと思っても、夫の協力がなければ生身の妻の体はいつかはこわれてしまうと思う。

(北海道)

このような状況の中で働く主婦には、疲労しているのが常態という者がかなり多い。「通勤時間がかかり、夫婦とも時々残業があるうえ、夫の仕事の関係上家事の手伝いは期待できないので毎日がきつく疲労が重なる」(静岡)、「日曜日は日頃できない家事労働が集中するので、休養の日どころではない」(茨城)、「子供ができて1年半ばかりたって、過労のため入院した」(和歌山)、「夫や子供が病気になれば年次休暇をとって看病にあたるが、自分の具合の悪い時には無理を押して出勤し、がまんしてしまう」(香川)、などの例が述べられた。

一方、共稼ぎ家庭にとっては、妻の健康が何より大切であるとし、「1日24時間のうち、勤務関係時間、睡眠時間はきっちりはじめからさし引いておき、残りの時間を家事にあて、都合で時間通りいかず家事が残ることがあっても翌日にくりこすことにして、健康維持につとめている」(鳥取)という例のように、疲労による影響を充分考慮して生活設計をたてている者もある。(長野、岐阜他)

(2) 家事の分担

妻以外に家事を分担できる者がいる場合、その大部分が同居している姑、実母であるが、核家族の場合には夫や子どもも家事の一部を担当しており、お手伝いさんに一切をまかせている例も少数ながらみられた。

イ 姑、実母の場合

〔事例1〕 妻は小学校教師であるが、遠距離通勤のうえに学校の雑用を家に持ち帰ることも多く、日常の家事、育児は親まかせである。(岩手：夫)

〔事例2〕 自分の母が週日の家事一切をやってくれているが、年寄は日曜日がくるのを待ちわびているので、日曜日は自分が家事をする番である。(兵庫)

〔事例3〕 家事の分担は、自分が洗濯、掃除をし、夫の母が子供の世話と食事の用意をしてくれる。しかし疲れるとか、肩がこった

とか訴えられるのでつらい。(京都)

〔事例4〕 結婚したばかりの息子夫婦と同居し、日曜を除いた週日の食事の用意をうけもっているが、生活にはりあいがあって楽しくやっている。嫁が家にいて家事をとりあげられたら淋しくなるだろうと思う。(北海道：姑)

この懇談会の出席者のうちでも、大都市に住んでいる者は、おおむね家族構成が小さく、いわゆる核家族で、妻の母あるいは夫の母と同居している例はあまり多くないが、全国的にみた場合、共稼ぎを続けてゆける条件の1つとして家事を受けもっている、或いは分担してくれる「母」の存在が強調される傾向がみられた。

一方母や姑など気心のしれた家族のものに家の中をきりもりしてもらうことは、家を外にして働いている妻にとって非常に心強いことであるが、やはりそれなりに問題となる面も大きい。

その1は、家族関係の項で後述するような嫁、姑の問題、その2はまかせられた者の精神的肉体的負担の問題でこれも後述の子供の保育の項でみられるように比較的若く元気なものなら、張合いのある仕事と受けとれる家事も年令が高くなるに従って負担と感ずる度合も増すというのが現状のようである。問題の3としては、老人に家事処理を頼っている場合、将来にわたってその援助が期待できないという点があげられ、「現在は母が家事をしてきているが、高令のためいつたおれるかわからないので不安である」という兵庫の主婦の発言にみられるように、いつまでも安心して家事を託すことができないという不安が述べられている。

ロ、夫の場合

都市の共稼ぎ世帯では、姑、実母と同居する例は多くないため、家事を分担するものは、主として夫ということになる。この懇談会でみるかぎり、夫の家事への参加はかなりみられた。その状況も家事全般にわたってそれが要求される時には、積極的に手伝う者、自分の分担としてきまった作業をする者、妻の残業等のため臨時に手を出す者などさまざまであり、一方、一切ノータッチという者もわずかながらみられる。

〔事例1〕 共に働いているのだから夫婦とも割り切って完全な相互協力を実施している。夕食は早く帰宅した者がつくり、後片づけは他方が行なう。看護婦で夜勤があるため月半分は夫が夕

食の準備や掃除、子供の世話をしている。夫の協力なしには仕事を続けられない。(鳥取)

〔事例2〕 夫の勤務時間の方が規則的なので家事も3分の2は夫がしてくれる。そのためか時折夫の方が不機嫌にいらいらすることもあるが、妻が働くことには理解がある。(岩手)

〔事例3〕 組合の仕事をやっており、オルグなどで全国をまわって歩くことが多い。その間は夫に家事を頼んでいるが、自分の仕事について本当に理解してくれているのか、仕方がないとあきらめてやっているのではないかなど心配になることがある。(東京)

〔事例4〕 仕事の都合で急に帰りが遅くなった時、夫は不機嫌な顔で何もしないで待っている。協力してくれるよう頼むと、「1人の給料だけでやればやめてしまった方がよい」という。1人分の給料では生活していける自信がないのでがまんして動いている。(佐賀)

〔事例5〕 家事の平等分担は男にとっては不慣れのためより以上の負担に感じられる。夫が仕事にうちこんで精力をつかい、また家庭に戻ってから平等に家事をすることは大変な努力がいる。(鳥取：夫)

〔事例6〕 仕事の関係で非番の日があるが、その時は夫である自分が洗濯、炊事等家事一切をやっているが、こんなことが重なる時々いやになってしまうこともある。(佐賀：夫)

〔事例7〕 うちの夫は家事には一切手を出さない。夫は中年をすぎて仕事も責任ある内容になってきたので、家事のわずらわしいことなど、あまり手伝いをさせないよう気を配っている。(福岡)

このように夫の家事参加はかなりみられるが、それでも夫が妻の職業生活について理解を示し、積極的に協力体制を整えている例はあまり多くなく、「自分は外で働き妻が家を守ることが理想と思うが、現在の経済ではそうばかりもいっておれず、働きに出なければならない現状であるので、妻の負担を軽減するため相当の協力をしている」(茨城)など、現実の生活を円滑にはこぶため、やむを得ず手伝っているといった感じのものが多くいようであった。中年以上の夫には家事に手を出すことに心理的抵抗

を感じるというものもあって「夫は人目をはばかりて手伝ってくれない」という発言もあった。

夫の分担する家事作業としては、布団のあげおろし、掃除、風呂わかし、洗濯などが多くあげられているが、炊事はてつだうものが少ない。

また夫との家事分担の仕方にも問題となる点がある。家事に不慣れな夫の仕事では気に入らないところがでてきて補っているうち、結局全部妻がすることになってしまった例、妻の手のすいた時には夫に家事をさせておくことが気の毒になり手を出してしまい例、たまに訪れる姑が「主人に台所仕事などをさせる」妻を非難する例、同居している場合には「息子が手伝われるくらいなら自分が働いた方がましだ」という姑の例などがあげられ、夫との家事の分担が必ずしもスムーズにいったいない様子がうかがえる。また、家事についての夫の負担が過大になり、夫の職業生活を妨げ、活動にブレーキをかける結果となりはしないか、そして長い目でみた場合、その家庭にとってマイナスの結果を生みはしないかという懸念をいだいている者も少なくない。そのため夫に家事分担を全然期待しないという者も、わずかながらみられ、これは中年で責任ある仕事を持つようになった夫をもつ家庭に多い。

ハ その他

姑、実母、夫のほかに家事を分担できるものとして、一定年令に達した子どもや家事手伝いがある。

〔事例1〕 子供を母のよき協力者として育て家事を分担させた。男の子でも簡単な食事はつくれるよう指導し、自主的な生活態度ができるようしつけたので、心配してイライラすることもなく安心していられる。(静岡)

〔事例2〕 1人息子であるが手がかからないように小さい時からごはんのたきかた等家事一般を教えこんだ。今はもう結婚しているが、妻の病気の時や毎日曜の朝食は息子がつくることになっているようだ。(北海道)

〔事例3〕 2、3年前まで家事使用人をおいていたが、子どもたちから、自分たちも大きくなったので、家事を分担するから親子だけで暮したいという意見が出たので、現在はそのようにしている。(福岡)

〔事例4〕 家事使用人を雇って20年になり、現在は家族の一員として家事全般をみてくれており、近所の会合などにも出席してくれるので、勤務に専念でき助かっている。(三重)

〔事例5〕 お手伝さんを雇っていたが、急にやめられて次をさがすまで非常にこまった。(岩手)

子供による家事補助は、子供があるていどの年齢になるまでは期待できず、手伝えるようになって、積極的な家事援助というよりは、自分の身のまわりの処理を自分ですることに重点がおかれる場合が多い。また、お手伝さんをやとっている例もわずかながらみられたが、家事手伝人を雇うことは共稼ぎの経済的効果を小さくするだけでなく、適当な人を得にくいという問題がある。

(3) 家事についての考え方

共稼ぎ家庭では家事に費す時間がどうしても不足するので、さまざまな手段を講じて家事の合理化、能率化をはかっているが、なおかつ家事の負担は重い。既婚女子労働者の増加は、ここ10年間にめざましいものがあったが、その家庭生活は個々に事情が違い、また社会一般の生活様式は主婦が一日の一定時間を外で過ごすことを考慮に入れてないことが多いので、家事の処理は悩みのたねになっているようである。

懇談会で出された家事についての妻の考え方としては、「家事の大部分を個人的に処理しなければならない現在、家事万端をきちんとしておくことは始めから無理だとわかっている。」(東京)、「主婦は家事にこだわりすぎて念入りに家事をしなければ気がすまないといったところがある。大きく家庭管理をしてポイントをおさえた主婦であればよいのではないか」(岩手)、あるいは「共稼ぎの主婦が家事について、家庭にいる主婦と同じイメージを持つのはあやまりである。動機をもっているのだから家事を制限するのはあたりまえで、まず健康であることを心がけるべきである」(和歌山)、「家事労働は限りのないものだ。家族の保健が守られるならよいとわりきって暮したい」(奈良)など、家事にはきまった必要量はなく、要求水準を下げればよいといった意見を述べるものも多かった。しかし、そのようにした場合でも、その家事の質が一般の家庭のそれに比べて著しく劣るということになれば、やはり気にかけずにはいられないといった意見もでている。

2 子供の保育

夫婦2人だけの時には共稼ぎもさほど困難なものとは感じられなかった者でも、子どもの出生に伴なってその保育ということが「共稼ぎ」継続の是非についての態度決定をせまられるほどの大きな問題としてクローズアップされてくる。

この懇談会の出席の多くは、子供を持った後も働き続けている人々であり、その発言の多くは子供の保育に関することであった。

(1) 保育担当者(又は施設)

イ 家人または身内のものがみている場合

「既婚女子労働者に関する調査」に於ても(前章第6表第2図)、子供の保育については学令前、学令後とも自宅で家族がみている割合が多い。家人が保育を担当する場合には祖母(妻の母あるいは姑)がその主な担当者となっている。

祖母に子供の面倒を見てもらう場合、世代間の育児に関する意見の相違がまず問題となる。「子供の世話を全面的に姑に頼っているが、しつけが自分の理想どおりになされておらずどうしたらよいか悩んでいる」(三重その他)者が多い。祖母は母親に面倒をみてもらえない孫が不憫だという気持ちが先にたち、また、泣かれるとうるさいということから子供のいいなりになってしまふというケースが多く、「過保護のため依頼心が強くなってしまった」(茨城)、「典型的なおばあちゃん子になってしまい、親の言葉など無視し、わがままで依頼心がつよく、学校へ行っても友達もできず困っているので、二番目の子については姑の意見にさからっても自分の考えを通して」(鳥取)という。しかし、しつけについて保育担当者である祖母との間に意見の調整のつかないままに母親が自分の理想とするしつけをおしつけた場合、しつけに一貫性がなくなり、いたずらに子供を混乱させ、悪い結果に終ることが多い。「祖母は甘く、親は厳しいので子供が人の顔をうかがうようになった」(島根)という例にみられるように、子供は双方の顔をうかがいながら厳しいしつけをさせて、甘やかしてくれる方に近寄ってゆくようになるようである。

子供に与える影響もさることながら、世話をしている祖母自身高令の者も多く、肉体的精神的に大きな負担となっているようである。例えば「姑

に子供の面倒をみてもらっているが、もう年なので育ちざかりで乱暴な子供の世話はさぞ大変なことだろうと思うが、他に預けるところもないので仕方がない。」(大分)、「祖父母がいる者は保育所に入れてもらえないが、祖父母も体力的に負担が大きく世話が無理なので入園させてほしい」(福井)などの意見が述べられた。

同居していない身内のものに子供を託し面倒をみてもらっている例もいくつかあった。その場合「団地に住み親とは別居して共稼ぎをしているが、子供の保育に困り、母親(祖母)に月曜日から土曜日まで通ってきてもらっている」(大分)などの事例もわずかにみられたが、ほとんどは子供を預け先につれてゆきまたつれて帰るというやり方をとっている。それも預け先までの距離、勤務形態、勤務に要する時間等により、1日の一定時間預ける者、1週間のうち日曜を除く週日を通して全日預かってもらうもの等、さまざまな形式をとっている。その事例をいくつかあげると以下のとおりである。「夫の母が電車で30分のところに住んでいるので通勤の途中子供を預けに行くが、通勤電車が満員なので子供づれでは乗りにくく、また、夜ふかしの次の日など仲々子供がおきてくれないので困る」(京都)「5ヶ月の子供を自宅から片道1時間のところにあるおばの家に6日間あずけ、土曜日に連れ帰り、日曜日の夜また預けにいくといった有様である。夫の母がすぐ近所に住んでいるが、婦人団体の役員をしているので多忙をきわめ子供などみてもらえない。」(富山)。「子供が学校へ行くようになり1人で誰もいない家へ帰らなければならないので、夫の母の家へ寄留して、その近くの学校へ通学させている」(京都)。「小学校卒業まで子供を両親の家にあずけたが、毎週土曜日には子供のところに泊るようにした。」(東京)。

ロ 施設外で他人の世話をうけている場合

近所の人や保育ママに子供を託しているものもある。こうした他人の世話をうけている場合の問題としては、「子供の世話をお願いできる家を探し確保しておき、第1のところで都合の悪い時には次の家へ預けるようにしている」(石川)、「子供の預け先の人が急用で都合が悪くなった時、夫も自分も仕事を休むことができないので、遠方に住む母に預けるためハイヤーでかけつけたことが何度もある」(福井)など、保育所のように毎日一定時間は何の心配もなく預けられるという保証がないため、いつもそ

のための対策に気を配らなくてはならないという悩みが述べられている。その他保育料の問題がある。「3才と0才の子供を別々に個人保育に出しているが、自宅から遠く送迎が大変なうえ、保育料が2人分で自分の給料の90%にもなる」(鳥取)ものもある。このような形の保育が子供自身に与える影響としては「放課後の保育について近所の人に頼んでいるが、その家の子供との感情問題もあって遠慮深くなり人の顔色をみるようになった」(栃木)、「乳児を近所の人に預けているが世話をしてくれる人になつき、夕方迎えにいかなくても帰りがなくて困っている」(栃木)、「子供を長時間あずかってくれるところがなく、5ヶ月間に数回預け先が変わったところ着きのない子供になったようで心配である」(栃木)などがあげられた。

個人保育をしているある出席者は次のような事例をのべた。「自分が預けて世話をしているのは1年8ヶ月になる幼児と小学校1年生である。保育時間については一応予定表が委託者から出されているが、よく変わるので困っている。保育料は1時間40円であるが1年8ヶ月の幼児は手がかかるうえ、ふすまを破られたりして採算が合わないが、親ごさんによろこんでもらえるのでやっている。小学校1年生の子は学校終了後、学校からかなり離れている自分の家へバスでやってくる。この子は自宅、学校、預け先と1日に3地域をいきましているため、遊び友達に困っている様子である。子供の母親は預けておけば安心だと思っているようだが、子供は「おばちゃんの家にくると、お友達がいなくなる」といっている」(大阪)。

ハ 施設で世話をうけている場合

(イ) 保育所に於る問題点

一日の一定時間、責任をもって子供の世話をしてくれる保育所の存在は、働く母親にとって何よりもありがたいことである。しかし、そこにもなお少なからぬ問題が存在する。

まず第一に、母親の勤務時間と保育時間とのずれである。施設における保育開始時刻と終了時刻は、母親の出勤時刻、帰宅時刻に必ずしも適合しておらず、前後の保育に悩みをもつ意見が多く述べられた。「保育所の保育時間が終わってから自分が帰るまでの間、面倒をみてくれる人を頼んでいる」(福島)。「遠距離通勤であり、子供の保育終了時間まで間にあうよう帰宅することは不可能なので、小学校4年の

長男を保育所へむかえにやっているが、相当負担に感じるらしいやがる人が多い。しかし、核家族でほかに手がないのでやむを得ない実情である」(秋田)。勤務先の近くの保育所に預けていても、「会社の退社時間が保育終了時間より遅いので困っている。早ひけを申し出て許可されず、時間まで売場で子供を抱いているように言われる。そんなわけにもいかないで、子供を寝かしておくため空いている部屋を使わせてくれるよう交渉しても、それはすぐ売場に拡張されてだめになる。現在は労働組合の部屋を利用させてもらっている」(長崎)という者もある。保育所の夏休み、冬休みなども頭痛のたねである。また保育所の行事が父兄の参加を得るために日曜日に行なわれ、その代休が週日にまわされることがあるのも困る点の1つとなっている。子供を1人家に放って出勤する訳にはいかず、「夫と交替で年休をとり子供の世話をする。場合によっては日曜日に出勤し、後日保育所の休日に代休をとっている」(富山、福岡他)という。

また、夜間営業、祝祭日勤務等、母親の勤務形態が保育所の保育時間とかみ合わず困っている例も多い。一番問題となったのが看護婦の場合である。「看護婦の産休後の勤務の取扱いは、今までは半年間の夜勤免除を行っていたが、子供を持つものが増加し、半数を占めるようになってきたので、最近ではこれを1ヶ月に短縮せざるを得なくなっている。この解決のためには定員の増加しかないが、現在の状況では休憩時間にも支障をきたすのではないと思われる」(茨城)というような状況に加え、夜間保育施設がほとんどないという事情から、共稼ぎで看護婦を続けてゆくには、非常な困難が伴っている。「看護婦は三交替で夜勤があるため、夜間の保育について非常に困っており、妊娠、出産による退職が多い。夜間勤務が月8～10日もある特殊な勤務形態でも子供ができるまでは何とか続けられるが、子供ができると面倒をみるものがないのでやめざるを得なくなる。」(神奈川)。努力して続けている者も「夜間の保育者をさがしたがみつからず、夫がみているが、夫も仕事でおそくなることもあり困っている」(鳥取)。「昼間は保育所にあずけ、保育時間終了後は自分が帰るまでパートの家政婦にみてもらっている。夜勤の時は夫に、夫の都合がつかない時はひきつづき家政婦にみてもらって勤めを続けている」(神奈川)。

「夫の出張と自分の夜勤が重なった時、又、夜勤あけの自分の帰宅と夫の出勤の間に2時間ほどあく時、子供は1人で放置されることになる。近所の人にみてもらっているが都合でみてもらえない時も多く、勤めを続けてゆくかどうか悩んでいる」(福井)などの意見が数多く提出された。

第2の問題点は子供が病気になった時保育所ではあずからないためにならなっていることから、その面倒を見るものがいなくなることである。隣近所でも普段世話もしていないのに急に病気の子を看病してくれる人はそう簡単にはみつからないので、両親のどちらかが欠勤して看病にあたっている。「はしかは伝染するといけないといつので2週間位保育所へはあずけられず、会社を休んで世話をした」(富山他)。しかし、子供が病気だからと、そんなに長期間にわたって休んだり、また病気がちの子の場合度々休んだりすることを許す職場の実情ではないため、夫と交替で年休をとったり、手伝人を雇ったりしている。このような状況から、働く母親は「子供が発熱、怪我等した場合、保育所から会社へ電話がかかり、つれ帰るよういわれるが、仕事で手はなせない場合も多いので、一時的にでも病児を預る施設があったらどんなに助るだろう」と考えているが、一方、保母からは「保育所で子供が熱を出したりすると、保母は手がたりずつきそってあげられないので電話で親に連絡しても勤務中だからと来てくれず、家に帰すこともできなくて本当にこまる」という意見が述べられた。

第3に乳児保育の問題がある。現在保育所がその保育の対象としている子供は、おおむね3才以上というところが多い。そこで、産休あけから、働きに出るために、子供が保育所入所資格の3才になるまでの間、預ってくれる人を探しまわり、保育をゆだねているという実情をのべたものも多かった。

その他、保育所に於ける問題点としては保育内容、施設、遊具、保育料等に関するものが提出された。

ロ 学童保育に関する問題点

共稼ぎの家庭にとり留守中の子供についての心配は、小学校に入ってからの方がむしろ大きいようである。就学以前は徐々に保育設備も整備されつつあるため、前述のように少なからぬ問題をかかえているとは

いえ、預け先があるので一応安心である。しかし、小学校に入るようになると、授業が終わってから母親が帰宅するまでの数時間の子供の世話が問題となる。「現在まだ保育園に通っているが、来年小学校に入ったら放課後の面倒を見てくれるところがない。現在入っている保育園に来てもよいと園長は言ってくれるが、子供自身発達段階のちがう子供の間ではものたりないのではないかと思う」(山形)、「子供の下校が3時頃で自分の帰宅は6時頃になってしまう。カギッ子の悲哀を感じさせないよう珠算塾へ通わせている」(山梨)、「子供をカギッ子にしておくのはかわいそうなので近所の塾で勉強をみてもらったり遊ばせてもらったりしている」(神奈川)など、放課後の子供の世話について苦慮している。

このような状況からカギッ子対策として公的・私的に学童保育の問題がとりあげられるようになってきた。これはカギッ子学級、留守家庭児童学級、留守家庭児童会、家庭学級等の名称で小学校を中心に行なわれているようである。

この学童保育は、まだ端緒についたばかりの事業であるから、問題とされる点も少くないようで、この懇談会に於ても次の4点が指摘された。第1に、その事業及び活動がまだ小範囲にしか行なわれていないこと、第2に、その事業の目的、内容、性格が雑多で統一がとれておらず父兄の受けとり方もまちまちであることである。「鍵っ子学級ができて3年になるが、最初は特殊学級とまちがえられ、問題児も多かったが、現在は学習塾ととりちがえている感が強く、『宿題や勉強をさせてくれない』とやめさせた親があるくらいで鍵っ子学級に対する親の認識不足が目立つ」(鳥取：鍵っ子学級指導員)という意見があった。第3の問題点は学童保育を担当する人の問題である。「学童保育が次第に拡大されて利用者はよろこんでいるが、現在は学校を利用して教師の犠牲のもとにすすめられている感があるので何らかの方法が考えられるべきである」(青森)、「鍵っ子学級の先生は今までは学校の先生に頼んでいたが、現在では民間人で教師や保母等の資格を持つ人に委嘱し、1日700円の手当を支払っている。しかし予算上人員が足りないので、PTAの人に手伝ってもらったりしている」(富山)、「鍵っ子学級の指導員は身分保証もなく本人の犠牲に頼っている面が少くない。そのうえ、教員の

資格を有する者でなければならないのに勤務時間は一定せず、適任者をさがすのに苦労した。有資格者が一応満足して働ける程度の労働条件にしなければ指導員の質の向上も、学級の増加も望めない」(鳥取)等の意見が述べられた。第4は場所の問題で、「家庭学級のための特別な施設は作っておらず、屋内体育館を使っているが、体育館が他の行事に使われる時は移らなければならない」(山梨)、「学級のための特別の施設をもつのは困難なので空いている教室を使っているが、学校内であるというので子供に人気がない。子供は学校からいつたん離れて『ただいま』といえる環境、気楽な環境が必要らしい。こんなこともあつて鍵っ子が学級に参加したまらないということもある」(大阪)という。

(2) 保育に関する不安

一日のうちの一定時間、家を外に働いている母親は、子供の世話が十分にゆきとどかないことで子供に悪い影響を与えているのではないかと気にかけている。自分の子どもが他の子どもと同じようにすこやかに育っているかどうか、他の子供とちがっているのではないかと不安、不安定な子になるのではないかと不安をいだき、「自分の帰宅をよろこんでまわりつく子供をみても、『異常なくらい甘えかかる』と感じ心配になる」(福島)という。

共稼ぎ家庭では子供との話し合いの時間、接触時間が少いことから色々な心配が生れてくる。例えば「日頃あまり面倒をみてやれないうえ、休日にも家事におわれ、相手になってやれないため非行化するのではないかと心配になる」(島根、岡山他)、「共稼ぎが子供に淋しい思いをさせてか、性格が暗く消極的なような気がしてならない。明るい子供にしたいと思うのだがどうしたらよいか」(富山)、「自分が留守の時はものわりのよい子だといわれるが、帰宅した自分の顔をみたたん、わがままな子になってしまう。」(富山)、「昼間してやれなかった分をとりもどそうと甘やかすようになってしまう。教育面からみれば悪いのかも知れないと思いつながらつい可哀そうになってしまう」(佐賀)、「子供の勉強をみてやるひまがない。家庭で勉強をみてもらっている子とそうでない子とでは学力の差があると聞くと心配になる」(栃木)、「近所の中学生に家から金をもってこいとおどされ貯金をもち出したりして不良化の心配がでてきたので祖父母のもとにあずけた。今まで子供が犠牲になっていたと思うので今

後は自分が勤めをやめるより仕方がないのではないかと思いはじめ迷っている」(山口)などである。

接触時間が少いだけでなく、一日の生活のあわただしさ、疲労などから、自分の感情で子供を左右することがある。「バス通勤なので朝は時間的に余裕がなく、つい子供をせきたてるようになる。そのせいか学校から、共稼ぎ家庭の子供は落ちつきがないといわれた」(新潟)、「出勤時のあわただしさから子供にまかせておくと時間におくれてしまうので手をかけることが多く、また毎日がイライラとおいたてられるような生活なので、子供の精神面の影響が案じられる」(福井)、「仕事の関係上出張したり帰りがおそくなったり不規則なことが多く、又仕事を家庭に持ちこまざるを得ないこともたびたびで、寝るのが12時すぎ、原稿書きの時は午前3時頃にもなる。睡眠不足になると子供の抱えを忘れ、保育所からの通知をみないで持たせるべきものを持たせてやらなかったり、世話がゆきとどかず子供にはすまないと思っている。」(静岡)などがその例として述べられている。

このようにさまざまな不安、心配をいだいている母親は、子供に現れる好ましからざる姿の原因を「共稼ぎ」に帰し、神経質になり、職を退くべきか否か悩んでいるが、この点に関しては、共稼ぎをしてきた小学校の女教員の発言が注目された。「小学校で子供を教育する立場にありながら、共稼ぎ家庭の主婦として自分の子供のしつけに悩み、再三問題につきあたり、退職を考えたことも何度かあったが、夫の協力などで何とかがんばってきた。現在子供は特に悪い影響もみられず元気で育っている。自分の受けもつ学級の中にも共稼ぎ家庭の子供は何人かいるが、その生活態度は母親のあり方にかかっているようである。忙しいからといって放っておいたり、可哀そうだからと甘やかすすぎたりすれば、子供によい影響を与えないのは当然である」(茨城)。共稼ぎの子供に与える影響は、こうした母親の不安、心配ほどには顕現化していないようで、母親以外からは「共稼ぎ家庭の子供は概してたくましく育っている。時々問題をおこす子供もいるが、それは共稼ぎだからというより、母親のあり方、家族の考え方に問題があるようである」(島根他)という意見が多く述べられ、製紙工場に地域の大部分の主婦が働いている高知のある町の主婦は「どの家庭も母親が働きに出ているので、子供たちは留守家庭を当然のことにうけとってお

り、近所の子供たちと一諸に遊んでいる。たまに早く母親が帰宅すると不審がったり、病気ではないかと心配したりする」といつている。

(3) 保育についての努力、工夫

共稼ぎが子供にマイナスに働かないようにと、母親は色々に気を配っている。「乳児は抱いて身体を触れ合わせて世話をしなければならないということなので、起床から出勤までそのことに集中し、家事や自分のことは二の次の状態である」(青森)、「帰宅すると炊事より先に子供の相手をすることにしている。子供は自分の帰りをまちかねており、1日のできごとを夢中で話しかける」(福島)など、接触、話しあいを積極的にもつことを心がけているものが多い。また、自分がいない間の子供のために置手紙、おやつ、小づかいなどを置いておく者、連絡帳を作っている者、幼児のためテープレコーダーに物語をふきこんでおく者などもある。共稼ぎという生活形態に適應できる子供にしようと「1人でいなければならない時間があるので本を読んだり、色紙を折ったりして、独りぼっちでもすごせるようにしつけている」(福井)、「お母さんでなければ絶対にできないことはお母さんがするが、そうでないことは自分ですることと、自主性、独立心を養うようにしつけている」(鳥取)者もいた。

フルタイムの就労では子供の世話がゆきとどかないとして就労形態を変更する者も少数ながらみられた。「子供が小さい間はパートで、なるべく家の近くの事業所につとめるようにした」(石川)、「学校から帰ってくる子供が淋しがるので、家を留守にしないように内職にきりかえた」(宮城、群馬、愛媛、熊本、宮崎他)などのように、育児期間中パートタイム就労や内職に切りかえたものもある。しかしパートタイムへの切りかえの場合も内職の場合も収入減、身分の保証のないこと、復職、再就職についての困難、技能の低下など問題とされる点が多いところから、ふみ切れる者は余りなく、このような事例は少なかった。

(4) 保育についての考え方

懇談会では、保育所における保育か家庭保育かという問題についてさまざまな考え方が述べられた。保育の関係行政機関からの声としては「保育は母親が担当すべきである」という声が圧倒的であった。そしてそのような声に呼応して、現に保育所に子供を預けて働いている者の中からもできれば家にいて子供の面倒をみたいが、経済状態が許さないと発言する者も

みられ、共稼ぎ家庭の主婦が育児に自信をもてない悩みがうかがえた。一方集団保育を擁護する立場のものも少なからずあった。中には「共稼ぎで子供を育てられるかどうか自信がなかったので、結婚以来7年間子供をつくらなかったが、自分の年も考えてようやく子供をもった。仕事をやめることができないので、ある病院で行っている乳児保育に託しているが、施設の保育内容も非常にゆきとどいたものであつたので、かえって子供にプラスになったようでよろこんでいる」(東京)とのべたものもある。しかし多くの母親はこの問題の判断に迷っており、「母親よ家庭に帰れ」の声が高いが、カギっ子や共稼ぎ家庭に育った子供に関する資料がほしい」(山梨)など、育児に関する責任ある総合研究が早急になされ、その結果が、具体的施策として生かされることを希望するという意見が多く述べられた。

3. 家族関係

共稼ぎ家庭は、多忙と時間の余裕の乏しいことから、気持ちゆとりがなくなり、「落ちついた家庭的雰囲気」が失われ、「味気のない家庭」となってしまうおそれがあるという意見が述べられている。「夫と自分の労働時間、休日との関係ですれちがいになることが多く、家族そろって食事をするとはめったになく、日曜日にも一諸にすごしたことはない」(青森)、「働くことについては家族の理解の有無をいってられない。共稼ぎをしなければ食べてゆけないのだから、夫は妻の就労についてもやむを得ないと思っているだろう。」(大阪)、「勤務時間が不規則で子供も可哀そうだし、もう退職しろという家族の考えだが、自分としては今の仕事に愛着があり、もう少しもう少しと家族をなだめながら勤めてきた。しかし、家族の協力も理解も得られぬ現状では、それほど永続できないだろう」(岩手)という。これらは共稼ぎ家庭の妻が、程度の差はあれかかえている問題で、共稼ぎを続けてゆくりえで家族の協力は絶対というほど必要であるが、それが家族にどのような影響を与えているであろうか。

(1) 夫との関係

共稼ぎが夫婦関係に及ぼすプラスの面としては、妻の働きによる収入のもたらす経済的效果はいうまでもなく、また妻が労働を通しての満足感や充実感が夫婦生活に生氣を与えている場合も多いことも否めないようにで

ある。しかし一方では、従来のような「くつろげる家庭」のイメージをもつ夫が、共稼ぎのもたらす不便さに不満を口に出す例も多く述べられた。「自分は体育担当の教師をしているので、体育大会などがある時は休日がある日位つぶされることがめずらしくないが、そんな時、夫は大変怒るし、子供はもーと可哀そうだと思う」(岩手)、「遠距離通勤のため帰宅時間が遅くなり、子供の就寝前に食事をするためには帰宅早々準備にかからねばならない。しかし、夫は子供の玩具等で雑然とした家に帰ってくるのが気にさわるらしく時々トラブルを起すので、男のエゴイズムに閉口させられる」(秋田)、「家事に追われた妻は小言が多くなるので、何となく溝ができてくる」(佐賀：夫)、「自分は家庭を休息の場にしたいと思っているのに、その家庭生活は毎日バタバタと忙しく、そのうえ妻の職場の仕事などもちこまれると腹立たしくなる」(滋賀：夫)、「夫の給料が少いので勤め出したが、化粧品や服を買うために勤めている程度にしか考えてくれず、また勤めているからと大きな顔をするといわれてよくけんかした」(和歌山)などの例が出された。

一方妻の側からみれば、共働きを余儀なくさせる夫の低収入に対する不満や、家庭をかえりみず子供の養育をおろそかにしているという罪悪感をもつものも少なくないようである。また「共稼ぎをしていることが夫に精神的負担をかけてはいないかという気がねがある」(東京)、「勤めていた方がはりあいがあるが、夫に多くのことを協力してもらわねばならぬ奥さんではないと気の毒になる」(島根)など、夫に対しすまないという気持ちをもつ者もある。

(2) 姑、実母との関係

複合家族の場合は、夫との関係に加えて、姑あるいは母との関係が問題となる。伝統的な嫁姑関係では、嫁と姑とが同じ家庭内で同じ家事労働をしているため引きおこされる役割分担をめぐる葛藤がしばしば問題になるが、最近増加している役割分担の形は子ども夫婦が共稼ぎをして親を経済的に援助し、親は家事や孫の保育を受持つて子ども夫婦の共稼ぎを助けるという形であり、この点からいえば共稼ぎ家庭における嫁姑の葛藤は比較的少ないといえるようである。しかし、「1才にならない子供がいるが、保育所に入れないので姑にみてもらっているが、姑は『昔の人は皆主人の稼ぎだけでやっていたのにやりくりが下手なんだね』といやみをいうのでい

「つそやめてしまおうかとも思う」(福島) というような例もまだ少ない。また働いている妻と両親との間に立って苦勞している夫の次のような事例も述べられた。「妻は電話交換手で週2回の夜勤があり、夫婦の休日が一諸になることはほとんどない。父母と妹と同居しているが、母は病気で寝たきり、妹も勤めているので家事は妻の負担である。妻にかかる負担が多いが、両親も何かと不足をならべたてるので、夫である自分は妻と両親の双方のなだめ役でその心労だけでも大変である。妻にとっては自分だけがはけ口のようなものである。親と別居すれば解決するが経済が許さない。」(岩手:夫)

嫁姑関係よりは母娘関係の方が互いに遠慮もなく、互いの性格や生活様式も理解しあうことができ、共稼ぎをやってゆくうえで無用の神経を使わないですむという意見が出たが、また、かえって遠慮のなさで互いに感情をぶっつけあってトラブルをおこすこともある。「家事と4才になる孫の世話をしているが、非常に重労働である。1日が非常に長く感じられ、4時頃になると娘の帰りがまちきれないように思う。それに娘がきげんよく帰ってくればよいが、職場でイザコザがあった時などは、2人の感情がぶつかりあって険悪な雲ゆきになることがある。留守をあずかる者の立場にたって感謝の気持でやさしい言葉の一つぐらいはあってもよいと思う」

(奈良:母)という者もいた。

役割分担についても「夫の母に子どもをみてもらっているので1月5,000円と、ボーナス2回を保育料としてあげている。年寄りも仕事を与えられて生きがいもあり、その上収入もあるのでよろこんでおり、貯めた金で旅行したりしている」(京都) というような双方の相互協力体制をとる者も多いが、親も仕事をもつなどして必ずしも受け入れられる状況にない場合もある。

4 地域との関係

共稼ぎ家庭も地域に住んでいる以上社会的責任は免れず、それを共稼ぎという理由で無視し、非協力を押し通すことはできない。しかし町会という地域組織から下される仕事はただでさえ多忙な共稼ぎ家庭にとって非常に負担に

なっていることはいなめないようである。「町内会の班長は順番にまわってくる。薬剤、文書の配布、会費の集金、交通整理等非常に負担になる」(富山)、「町内会で掃除、回覧、配品などの当番があつて非常にわずらわしいので断ると代ってくれることもあるが、精神的に負担になるし、普通の家庭婦人から白い目でみられ、村八分的存在になってしまったこともある」(東京) という。そこで、できる限りのことをしようと、夜おそく各戸をまわって歩いたり、日曜日を町会のために犠牲にし、更に有給休暇までとって処理しようとする者、或いは負担金を支払って免除してもらっている者などさまざまであるが、このような状況について「町内会での仕事や人間関係はもっと合理的にすべきであり、区役所なども町内会にまかせている仕事の量、質をもっと検討する必要があるのではないか」(東京) といった意見が多く述べられた。

また、共稼ぎの家庭は毎日の生活の中で、たとえば集金、小包のうけとり、ゴミの処理などで隣近所の援助をうけることが多く、それだけ気を使うようである。「勤めから帰る頃には新鮮な野菜や魚はなくなって、いつも売れ残りばかり買うことになるので、隣の奥さんに出がけにメモを渡して頼むことにした。普段から近所との交わりには気を配っている」(鳥取)、「アパート10世帯の中で共稼ぎをしているのは自分の家だけである。今まで当番制でゴミの処理をしていたが、共稼ぎをしているので大変だろうというのではずされた。何でうめ合せをしたらよいか気が重い」(埼玉)、「ゴミはポリバケツに入れて出すようになっているが、清掃車が来てもっていつてくれるまで待っていると勤めにおくれるので、そのままにしておくと、空バケツが1日中道路にころがっている。近所の人がみかねて持ち帰ってくれることもあるので心苦しい」(埼玉) といった発言が多かった。とくにごみの処理の問題では悩む人が多いようである。

5 その他の問題点

その他、共稼ぎによって家庭生活に上困る点としては、公共料金等の支払い、

Ⅱ 対 策

1. 家事援助について

(1) 各種施設

家事援助のために共稼ぎ婦人の要望する施設としては次のようなものがあげられた。「勤務時間後の買物は閉店時間をすぎている場合も多く、あいていたとしてもよいものは残っていないので、営業時間の長い、地域的に利用しやすい買物センターの設置を希望する」(富山)、「家事サービスを提供できる人はそれを、保育や看護経験のある人はその技術を預託し、働く婦人のために役立てる『母親銀行』といったものを設立してほしい」(富山)、「婦人福祉センターを各地に設立してほしい」(広島)、「保育施設が併設された施設ができれば、勉強やけいこごとに通いたい」(福岡)等である。これら各種施設に求める内容として、結婚後夫婦と子供だけの核家族を形成してきた若い妻は、「家庭生活を合理的に進める技術を教えてほしい」(鳥取)、「家庭管理の方法や消費生活を含めた生活技術を身につけたい」(北海道)など家庭生活技術、育児相談のほか休養、レクリエーション、一般教養などを希望している。その中でも特に育児については不安をもっている者が多く、石川県の働く婦人の家には「以前は留守番の祖母が孫のことについて相談にきたが、最近は母親自身が勤めを休んで相談助言をうけにくる」という。そして、育児についてのさまざまな考え方がはん濫しすぎているうえ、マスコミ等により共稼ぎ家庭のマイナス面ばかりが強調され、働く母親自身混乱をきたしている傾向がみられるので、共稼ぎ家庭に適切な育児の指導助言をしてほしいという声が多かった。

その他、「再就職又は職業経験のない主婦のため、短期間でも、講習の機会がほしい」(青森)、「専門的技術を身につけるため、職業訓練の道を拡げてほしい」(秋田)、「家事サービス補導所の中に保育関係の教科を入れ、保母としての資格をとれるような方向にもつてほしい」(広島)などの要望も述べられた。

更に「家庭と職場にしばられている主婦がゆっくりと自分を取りもどせ

役所関係の各種手続、郵便物のうけとり、し尿のくみとりなどがあげられた。電気、ガス、水道等の公共料金の支払いは、銀行口座を設け振りこむ制度を利用する者も少数ながらみられたが、そのような制度のあることを知らないものや地域的に利用できないものも少なくない。役所関係の手続も「昼休みなどに市役所へ行って手続きをすませたいと思うが、事業所の外出証明の手続きが難しく、又、たとえ行けたとしても役所も昼休みで取扱ってくれない」(佐賀)という声が多かった。郵便物については「昼間留守になるので、書留の郵便物や荷物がとどいても受けとれず、遠くの局や駅に行かなくてはならない」(山梨)、不便が述べられ、また、し尿のくみとりについても、「留守でも一応くみとつていつてくれるがサービスが悪い。規定料金のほかにタオル1本でも出すとちがうという話だが、その場に居合せることができないので、サービスが悪くても仕方ないがまんしている」(大阪)という不満が述べられた。

職場との関係でこまることとしては数多くの問題が提出されたが、「看護婦の研修会が週何回かあるが、勤務時間後なので、家のことが気にかかり、大切なことでありながら身が入らない」(福井)、「子供の病気で自分が休むと、休んだ日に限って部下のミスがあったり、自分の意に沿わない処置がなされたりしていて、責任あるポスト上困る点が多い」(京都)などの例が注目された。

る場所」(埼玉)、或いは「共通の悩みをかかえている者同志が話しあう機会や場所」(愛知)を求める声もあった。これは、目のまわるように忙しい毎日で、自分はどうなってしまうのかと不安になり、共通の悩みを話しあえる者を求める共稼ぎ家庭の主婦の切実な望みであるが、また一方、このような施設を訪れゆつくりと身体をのばすことなど、忙しい毎日ではできない相談ではないかという意見も述べられている。

(2) 各種制度

「公共職業安定所に前日に申込み家事手伝人がきてくれる制度がほしい」(栃木)、「現在の家政婦は高くとても雇いきれない。継続して定期的に週何回か家事労働をしてくれる婦人を切望している。個人でさがさずすむように役所などでプールのし向けてくれるような制度を考えてほしい」(千葉)等、家事援助制度を望む声が聞かれた。

現在家事援助に関する制度としては労働省で行っている事業内ホームヘルプ制度がある。この制度は会社や工場など個々の事業所、或いは事業主の団体が、福利厚生事業として行なっているもので、43年5月現在、261事業所が実施している。ホームヘルパーの派遣は、比較的手代りのある地方ではそれほど望まれていないが、都市に住む核家族にとって、妻の出産、病気、出張などの場合家事援助者への要望は切実なものとなっており、「共稼ぎであれば夫も妻も休めないという時が必ずある。このような時ホームヘルパーがすぐにたのめる状態にならないのか」(福島)、「妻の長期出張の際にきてもらいたい」(鳥取)、「転勤による異郷での生活では血縁者による家事援助が期待できないため、何かあった場合非常に困る。どのような時身元が保証されたヘルパーに家事をまかせることができたらとてもよいと思う」(秋田)等の意見が述べられ、ホームヘルプ制度のこの方面への推進が期待された。

また現在実施されているのは事業内ホームヘルプ制度で、その派遣対象は実施事業所(又は団体構成の事業所)の従業員の家庭に限られているので「商店でもホームヘルパーを派遣してもらえ制度にしてほしい」(静岡)「企業だけでなく官庁にもとり入れてほしい」(鳥取)、「企業よりむしろ市など公的機関でこの制度を設け住民の要望に従って派遣するようにしてもらいたい」(福岡)などの意見が述べられた。

2. 保育について

(1) 保育施設

保育施策に関する要望としては、公立保育所の増設、夜間保育・乳児保育の実施、病児収容施設の設置、保育料金の改善、保育内容の充実、保母の質の向上などがあげられた。

公立保育所の増設については、絶対量が足りないうえ、現在保育所の設置地域がかたよっているということが指摘され、地域性を考慮に入れて増設してほしいという意見が多かった。乳児保育、夜間保育などの実施に関する希望は各地域とも非常に多かった。産休あけから勤めに出なければならない母親はしっかりした施設で、十分に訓練をつんだ保母に育児をまかせたいとのぞんでいる。又、交替制の勤務体制をとる職場に働く母親は、保育所も保母の交替制をとり早朝、夜間のいつでもあずけることができるようにしてほしいと望んでいる。病気の子供の面倒をみてくれる施設を要望する声も大きく、「保育所とは別に、子供が病気の時看護してくれる施設があったらと思う。現状では職場を休まねばならない」(大分)、「保育所の数をふやし、病気の子供でもあずけられる病院も併設してほしい」(広島)、「医療機関を備えた保育所があると子供の健康面で安心してあずけられてよいと思う」(鹿児島)、「子供が病気になるときに母親が仕事を休まねばならず、しかも子供の看病で休む母親に対する職場の理解がまだ低い現状では、いつまでたっても女性が心おきなく仕事をし、勉強することはむづかしい」(東京)などの意見が述べられた。

その他、企業内保育所の設置に対する要望もかなりあったが一方「企業内保育所は保育料が安く、休み時間に子供を見にゆけるので大変よいが、子供を会社につれてくるまでに問題があるので、やはり地区毎の公立保育所をふやす方がのぞましい」(神奈川)という意見もあつた。

(2) 保育に関する各種制度

保育に関する制度として現在実施されているいわゆる保育ママ制度と育児休職制度が話題に上った。保育ママ制度は地方自治体等で小規模に実施されているもので、手のついた家庭婦人で一定の資格をもつものが保育ママとして登録され共稼ぎ婦人等の要望により子供の面倒をみるという制度である。この制度は家庭婦人と共稼ぎ婦人の相互の協力方法であると同時に

に保育所の少い現状に対処する一方策であるとして、「東京都で行なわれているような保育ママ制度を国の力で全国的に実施してほしい」（広島）、「自分の子供は成長して手のあいた主婦を再訓練して資格をとらせ、公的な補助を加えて家庭保育を充実する施策をとってくれば、安心して子供を預けられると思う」（京都）等の要望が出された。一方現行の保育ママ制度も色々問題があり、「保育ママになるための条件がきびしく又、預り料にも難点がある」（福島）、「事故のあった場合の責任のあり方に問題がある」（茨城）等の意見も述べられたが、全体としては「現在の資格要件を緩和し、子供を育てた経験者なら講習を受ければ資格をとれるよう改善し、増員をし、多くの者が利用できる制度にしてほしい」（東京他）といった要望が強かった。

保育ママ制度が出産後も職業生活を存続することを希望する婦人のための制度であるのに対し、育児休職制度は出産後一定期間は自分で子供を育てることを希望する婦人のための制度である。この制度は現在電々公社で実施され注目されているが、この懇談会でも話題となり、この制度を望む声が多かった。公立保育所では3才以上の子供しか預ってくれないため、その間の処置について悩む母親はその生計や勤務体制、勤務内容、生活信条等により、志向する方向は乳児保育と育児休職の2つに分れるが、育児休職を希望する者は「施設における1対1の保育は現状では望めないし、母親による養育の方がよりよいと思うので、少なくとも生後3ケ年間は母親が育て、3才からは集団生活を経験させるため保育所に入れて、自分は職場にもどりたい。」（鳥取）といった意見を述べている。一方、「育児休職の問題を組合でもとりあげ推進しているが、実際にそれが実施されるようになって、次の心配が持っている。近代社会では常に新しい知識の吸収を必要とし、技術もどんどん進歩するので出産で1月も休むと遅れたような気持ちになるのに、何年間か家庭に入り復職した際、何の抵抗もなく仕事ができるかどうか不安である」（鳥取）という声もあり、復職に際しての再訓練の要望が述べられた。

3. グループ活動

この懇談会の出席者の中には、グループ活動をしているものはあまり見出せなかったが、会社に「ミセス会」があり月1回程度共通の話題（たとえば子供のしつけ、教育、産前産後の注意など）を話しあっているという例（香川）や、町内に「働くママの会」を組織し懇談の場をつくっているという例（山口）のほか、大阪の「あけぼの会」という相互協力組織が報告された。あけぼの会は幼稚園園児の母親の親睦会が「何か世の中の役に立つことをしよう」ということから現在の組織に発展したもので、会員が提供できる技術を登録し、相互に利用しあうというたてまえをとり、登録された技術を生かすため、次の4つの事業を行っているという。

- イ 託児 共稼ぎ婦人への援助を目的とし、公立保育所を利用できず困っている人を対象とする。
- ロ 手芸 相互に教授しあって楽しんでいたものが内職にまで発展した。
- ハ 家事パートタイマー 特技などはないが時間の余裕のある人が、1時間100円で主婦の病気等の際家事援助をする。
- ニ 給食 諸行事のための食事のたき出で、外部から依頼されたものも受ける。

このように大規模なものではないが、地域的に結びついた働く婦人と家庭婦人の協力もわずかながらみられる。例えば茨城県のある町では「主婦の会」が子供の保育や生活必需品の一括購入を行っており、また、鳥取県のある町では町内会に婦人部を結成し、野菜、鮮魚等の購入を家庭婦人が、レクリエーションの計画や諸連絡等屋間いなくでもできることを働く婦人が、各々うけもって協力しているという事例があげられた。